小野市 RPA 導入支援業務委託プロポーザル審査実施要領

小野市が実施する「小野市 RPA 導入支援業務委託プロポーザル(以下、「本業務」という。)」に係る受託業者を選定するにあたり、次のとおり審査についての必要な事項を定める。

1. 審查機関

- (1) 審査機関として「小野市 RPA 導入支援業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、業務提案に係る審査を行うものとする。また、選定委員会の事務局を総務部 ICT 推進課が担当する。
- (2) 選定委員会は参加者から提出された各種書面について、「2.選定方法」に基づき審査を行う。なお、参加者が1者であった場合においても選定委員会において審査を行い、本業務実施に相応しいか評価する。

2. 選考方法

(1) 審査の方法

審査は次に掲げる方法を組み合わせて行い、350点満点として各審査の合計獲得点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者を決定する。なお、審査の過程は非公開とし、最終選定結果は参加者に対し通知する。また、市Webサイトにおいて優先交渉権者を公表する。

- 書類審査:書面、価格
- 提示審査:企画提案書およびプレゼンテーション
- (2) 書類審査(書面審査)の方法(配点:100点)

書類審査は、審査基準に基づき、会社概要、RPA導入実績、機能要件一覧表、 価格について審査・点数化する。

- (ア)機能要件一覧表に対する評価点(配点:50点)
- (イ)価格評価点(配点50点)
- (3) 提示審査の方法(配点:250点)企画提案書およびプレゼンテーションによる審査を行う。
- (4) 最終評価

合計点数が同点となった場合は、運用費用が最も安価な者を優先交渉権者とし、運用費用が同額の場合は、企画提案書、プレゼンテーション評価点の高い方を優先交渉権者とする。